## 朝鮮高級学校への留意事項(素案)

各校共通の留意事項※下線部以外は、既に指定済みの学校と共通する事項。

## 1. 学校の情報提供について

説明責任をより一層果たす観点から、①「学校評価ガイドライン(平成22年改訂)」 (平成22年7月20日文部科学省)における「3.積極的な情報提供」の内容、② 「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」(平成23年3 月25日文部科学省)の内容を踏まえ、教育課程、財務状況をはじめとする学校運営 に関する積極的な情報提供を行うこと。また、日本語による公開を検討すること。

(注) 学校教育法上、積極的な情報提供の義務があるが、情報提供の範囲、方法までは規定されていない。

## 2. 教員の質の確保について

教育の質の確保のためには、その中心的な担い手である教員の役割がきわめて大きいことから、教員の待遇の適正を期すとともに、研修の充実等により教員の質の確保に努めること。

- 3. 就学支援金の授業料への確実な充当について
  - 就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図ること。
- 4. 社会の担い手として活躍できる人材育成に努めることについて

就学支援金は、子どもたちが、自分たちの学びが日本社会全体により支えられ、応援されていることを自覚しながら、安心して勉学に打ち込めるようにするために支給されることを十分に踏まえ、以下の点を含め、我が国社会や国際社会の担い手として活躍できる人材の育成に努めるよう留意すること。

- ・主たる教材における我が国の政府見解とは異なる記述(北朝鮮によるミサイル発射、 我が国の領土、日本海の呼称等)が見受けられることを踏まえ、主たる教材の改訂、 副教材の活用又は我が国の高等学校の教科書の併用等に努めること。
- ・他国に関する記述については、教育基本法第2条第5号の「他国を尊重し」との 規定の趣旨に照らすと、必ずしも適切でない表現が見受けられることを踏まえ、 これらについても、より基本法の趣旨に沿った教育に努めること。
- ・各種学校に対しては、教育基本法第14条第2項(政治教育の禁止)は、適用されないが、高級部の生徒の年齢を考慮すると、未だ十分な政治的批判能力を有していないと考えられることから、民族教育の自主性を維持しつつも、過度に党派的な教育が行われないよう留意すること。

## 5. 学校の自主的な運営等について

特定の団体による「指導」の下に、学校運営が行われているとの誤解を招くこと のないよう、学校として自主的に運営を行うとともに、上述のように学校運営に関 する積極的な情報提供に努めること。また、保護者等の意見も踏まえ、肖像画の掲 示について、十分に検討すること。

※個別の学校の留意事項は、現在、確認中の校地・校舎の仮差押等の事案を踏まえ、今後、検討。